

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程の一部を改正する規程
 国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程（16教規程第67号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後	備考
<p>国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16教規程第67号</p> <p>第1条 - 第4条 省略</p> <p>（安全主任者）</p> <p><u>第5条 組織等の長を補佐するため、次の各号に掲げる組織等に安全主任者（以下「主任者」という。）を各1名置く。</u></p> <p>一 府中地区の共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部及び遺伝子実験施設</p> <p>二 小金井地区の共生科学技術研究院（生物システム応用科学府の兼務者を除く）、工学府、工学部、産官学連携・知的財産センター及び機器分析センター</p> <p>三 小金井地区の共生科学技術研究院（生物システム応用科学府の兼務者）及び生物システム応用科学府</p> <p><u>2 主任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物多様性に対する悪影響及びバイオハザードに関連する知識及び技術に習熟した教員のうちから、農学教育部、工学教育部及び生物システム応用科学教育部の長（以下「各部局長」という。）の推薦に基づき、学長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 主任者は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、第8条に定める安全委員会と十分連絡をとり、必要な事項について当該委員会に報告するものとする。</u></p> <p>一 実験計画及び拡散防止措置の法令等及びこの規程に対する適合性を確認すること。</p> <p>二 次条及び第7条に定める実験責任者及び実験従事者に対する指導助言を行うこと。</p> <p>三 その他実験の安全確保に関する必要な事項を実施すること。</p> <p><u>4 主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の</u></p>	<p>第1条 - 第4条 省略（現行どおり）</p> <p>第5条 削除</p>	

<p><u>補欠の主任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 主任者が疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、その期間中における職務を代行させるため、各部局長の推薦に基づき学長が委嘱する主任者の代理者を置くものとする。</u></p> <p>(実験責任者) 第6条 条文省略</p> <p>(実験従事者) 第7条 条文省略</p> <p>(安全委員会) 第8条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理委員会を置く。 <u>2 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して学長及び組織等の長に対し助言又は勧告するとともに、必要に応じ実験責任者及び主任者に対し遺伝子組換え生物の安全管理に関する報告を求めることができる。</u></p> <p>一 安全管理に関する規程の制定改廃</p> <p>二 実験計画の法令等及びこの規程に対する適合性</p> <p>三 教育訓練及び健康管理</p> <p>四 事故発生の際の必要な措置及び当該事故予防のための改善策</p> <p>五 その他の安全確保に関する必要な事項</p> <p><u>3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを委嘱する。</u></p> <p>一 主任者 3人</p> <p>二 各部局長が指名した実験に関係ある教員 各1人</p> <p>三 各部局長が指名した前号以外の教員 各1人</p> <p>四 国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則第3条第1項第2号の委員 1人</p> <p>五 その他委員会が必要と認めた者</p>	<p>(実験責任者) 第5条 条文省略(現行どおり)</p> <p>(実験従事者) 第6条 条文省略(現行どおり)</p> <p>第8条 削除</p>	
--	---	--

- 4 委員会に委員長を置き、委員長の選出は委員の互選による。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ第3項第2号から第5号までの委員のうちから委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数の賛成をもって決する。
- 8 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 9 委員会の事務は、環境安全・衛生管理チームにおいて処理する。

(実験計画の申請等手続及び審査)

第9条 実験責任者は、実施しようとする実験計画について、別に定める申請書等を、主任者の助言・確認を受けた後、組織等の長を経由して学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 学長は、申請書等の提出があったときは、委員会に速やかに諮問又は報告するものとする。
- 3 委員会が実験計画の安全性について審査する場合の基準は、法令等の定めるところによる。
- 4 学長は、委員会の審議の結果に基づき、申請のあった実験計画の実施について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。
- 5 学長は、前項の場合において、当該計画が大臣確認実験であるときは、文部科学大臣に申請するものとする。

(実験実施可否の通知)

- 第10条 学長は、前条第4項の決定を行ったときは、速やかに組織等の長を経由して、実験責任者にその決定を通知するものとする。
- 2 学長は、前条第5項による文部科学大臣の決定通知を受けたときは、速やか

(実験計画の申請等手続及び審査)

第7条 実験責任者は、実施しようとする実験計画について、別に定める申請書等を、国立大学法人特定生物安全管理小委員会要項第3条に定める安全主任者の助言・確認を受けた後、組織等の長を経由して学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 学長は、申請書等の提出があったときは、特定生物安全管理小委員会(以下「小委員会」という。)に速やかに諮問又は報告するものとする。
- 3 小委員会が実験計画の安全性について審査する場合の基準は、法令等の定めるところによる。
- 4 学長は、小委員会の審議の結果に基づき、申請のあった実験計画の実施について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。
- 5 学長は、前項の場合において、当該計画が大臣確認実験であるときは、文部科学大臣に申請するものとする。

(実験実施可否の通知)

- 第8条 学長は、前条第4項の決定を行ったときは、速やかに組織等の長を経由して、実験責任者にその決定を通知するものとする。
- 2 学長は、前条第5項による文部科学大臣の決定通知を受けたとき

<p>に組織等の長を経由して、実験責任者にその決定を通知するとともに、委員会にその決定を報告するものとする。</p> <p>(実験の終了又は中止) 第11条 条文省略</p> <p>(教育訓練) 第12条 条文省略</p> <p>(健康管理) 第13条 条文省略</p> <p>(施設・設備の管理及び保全) 第14条 条文省略</p> <p>(遺伝子組換え生物の保管・運搬) 第15条 実験の一環として行われる保管以外の保管に当たっては、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡、その他拡散しない容器に入れ、所定の場所に保管し、容器及び冷蔵庫等には注意を要する旨を表示するものとする。また、保管の記録を保存し、必要に応じて委員会にその写しを提出しなければならない。</p> <p>2 実験の一環として行われる運搬以外の運搬に当たっては、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない容器に二重に入れ、取扱いに注意を要する旨を表示するものとする。また、運搬の記録を保存し、必要に応じて委員会にその写しを提出しなければならない。</p> <p>(異常事態発生時の措置) 第16条 条文省略</p> <p>(譲渡及び譲受)</p>	<p>は、速やかに組織等の長を経由して、実験責任者にその決定を通知するとともに、<u>小委員会</u>にその決定を報告するものとする。</p> <p>(実験の終了又は中止) 第9条 条文省略(現行どおり)</p> <p>(教育訓練) 第10条 条文省略(現行どおり)</p> <p>(健康管理) 第11条 条文省略(現行どおり)</p> <p>(施設・設備の管理及び保全) 第12条 条文省略(現行どおり)</p> <p>(遺伝子組換え生物の保管・運搬) 第13条 実験の一環として行われる保管以外の保管に当たっては、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡、その他拡散しない容器に入れ、所定の場所に保管し、容器及び冷蔵庫等には注意を要する旨を表示するものとする。また、保管の記録を保存し、必要に応じて<u>小委員会</u>にその写しを提出しなければならない。</p> <p>2 実験の一環として行われる運搬以外の運搬に当たっては、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない容器に二重に入れ、取扱いに注意を要する旨を表示するものとする。また、運搬の記録を保存し、必要に応じて<u>小委員会</u>にその写しを提出しなければならない。</p> <p>(異常事態発生時の措置) 第14条 条文省略(現行どおり)</p> <p>(譲渡及び譲受)</p>	
---	--	--

第17条 遺伝子組換え生物等の国内における譲渡又は譲受に当たっては、法令等に定められた必要な情報を提供又は受領するとともに、譲渡又は譲受の記録を保存し、必要に応じて委員会にその写しを提出しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の輸出入に当たっては、法令等に定められた必要な措置を講じるとともに、輸出入の記録を保存し、必要に応じて委員会にその写しを提出しなければならない。

(規程の運用)

第18条 条文省略

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第15条 遺伝子組換え生物等の譲受に当たっては、事前に第7条に定める申請書を提出し承認を得なければならない。

2 遺伝子組換え生物等の国内における譲渡又は譲受に当たっては、法令等に定められた必要な情報を譲渡先に提供又は譲受元から受領するとともに、譲渡又は譲受の記録を保存し、必要に応じて小委員会にその写しを提出しなければならない。

3 遺伝子組換え生物等の輸出入に当たっては、法令等に定められた必要な措置を講じるとともに、輸出入の記録を保存し、必要に応じて小委員会にその写しを提出しなければならない。

(規程の運用)

第16条 条文省略(現行どおり)

(事務)

第17条 遺伝子組換え生物の安全管理に関する事務は、環境安全・衛生管理チームにおいて処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、小委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(18教規程第31号)

この規程は、平成18年9月25日から施行する。